

商 工 業 者 各 位

令和 2 年度 鶴田町特別保証融資制度のご案内

拝啓 新緑の候 各位にはますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、本制度は鶴田町、青森県信用保証協会、地元金融機関のご協力を得て実施されるものであり、鶴田町に於ける中小企業者の内、特に小規模事業者を対象に事業資金の円滑を図り企業の安定に資するため実施しております。

尚、**鶴**は保証料の 2 ヶ年分を、**災害**は全額を町にて補助致しますので必ず企画観光課にご請求下さい。補助期間内に繰り上げ償還し保証料の返戻があった場合は、町に返還していただきます。

名 称		鶴田町小口資金特別保証融資 制 度	鶴田町小口資金特別保証融資 災害 制 度
融 資 総 額		8,700万円	
取 扱 金 融 機 関		青森銀行鶴田支店・みちのく銀行鶴田支店・青い森信用金庫鶴田支店	
融 資 対 象		鶴田町に住所又は主な事業所を有する 中小企業者で納税状況の良好な企業	左記のほか、新型コロナウイルスの影響 を受けている企業
融 資 条 件	資金の用途	運転・設備資金とする	左記に同じ
	保 証 料 率	年利率 0.45% ~ 1.90%	年利率 0.86%または0.95% ※1
	利 息	年利率 2.3%以内 (固定)	年利率 2.3% (固定) ※2
	融 資 額	1企業につき 1,000万円以内	1企業につき 300万円以内
	融資期間及 び返済方法	7年以内 一括払い又は割賦償還	6年以内 (1年以内の据置期間を設ける ことができる) 一括払い又は割賦償還
	保証人担保	保証人 原則として、法人の場合は 代表者のみとし、個人の場合 は不要とする 担保 必要に応じて徴求	左記に同じ
実 施 期 間		2020年4月1日～ 2021年3月31日	2020年5月7日～ 2021年3月31日
申 込 先 お よ び 手 続		(申込先 各金融機関) 前年度納税証明書一通 (税務会計課) 設備資金の場合見積書が必要です	左記のほか、中小企業信用保険法第2条 第5項または第6項で町長の認定を受 けた企業
備 考		※1 町が保証料を全額補助します。 ※2 町が融資対象者に直接、支払い実績に応じて利息分を全額補助します。 ご利用できない業種 ○ 農林漁業 穀作・果樹栽培・養豚養鶏業・育林業・狩猟業・ 水産養殖業 (こい・ます・魚) ○ 金融・保険・土地売買・パチンコ 詳細については、保証協会にご確認ください。	